

徳島県規則第十四号

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十八年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第三項中」を「前項中」に改める。

第三条の二を削る。

様式第二号中「~~昨~~は、」を「~~昨~~は、」に、 「入学し、」を「入学し、」に、 「あつて、」を「あつて、」に、 「あり、また、」を「あり、また、」に、 「県内」を「徳島県内」に、 「~~翌~~め、」を「~~翌~~め、」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。